

ワクチン名		種別	対象期間・標準的な接種期間・通知時期等	
定期 予 防 接 種	5種混合 (DPT-IPV-Hib ポリオ・ジフテリア 百日せき・破傷風)	不活化 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後2か月～9か月(7歳6か月)に達する前日まで 【標準的な接種期間】初回:生後2か月から7か月に至るまでの間に接種開始し、20日～56日までの間隔を置いて3回 計4回接種 追加:初回3回終了後、6か月～1年6か月の間隔をあける 【通知発送時期】生後2か月に達前	【接種間隔】
	4種混合 (DPT-IPV ポリオ・ジフテリア 百日せき・破傷風)	不活化 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後2か月～9か月(7歳6か月)に達する前日まで 【標準的な接種期間】初回:生後2か月～12か月(1歳)に達する前日まで 計4回接種 追加:初回3回終了後、1年～1年6か月の間隔をあける 【通知発送時期】生後2か月に達前	【接種間隔】
	Hib (Hib)	不活化 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後2か月～6か月(5歳)に達する前日まで 【標準的な接種期間】生後2か月から7か月に至るまでの間に接種開始 計4回接種 27～56日の間隔を置いて3回、3回目までの接種は生後12か月に至るまでに行い、その後、 7～13か月までの間隔を置いて追加接種 【接種間隔】 	*接種開始月齢によって、接種回数及び接種間隔が異なります。
	小児用 肺炎球菌	不活化 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後2か月～6か月(5歳)に達する前日まで 【標準的な接種期間】生後2か月から7か月に至るまでの間に接種開始 計4回接種 3回目までの接種は12か月に至るまでに行い、その後、60日間以上あけて 1歳以上で追加接種 追加接種の標準的な接種期間は生後12か月から生後15か月に至るまで 【接種間隔】 	*接種開始月齢によって、接種回数及び接種間隔が異なります。
	B型肝炎	不活化 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後12か月(1歳)に達する前日まで 【標準的な接種期間】生後2か月～9か月に達する前日まで 計3回接種 【通知発送時期】生後2か月に達前	【接種間隔】
	ロタ	経口生 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】ロタリクス:生後6週～24週まで、ロタテック:生後6週～32週まで 【標準的な接種期間】1回目は、生後2か月から生後14週6日まで 2・3回目は右図のとおり 【通知発送時期】生後2か月に達前	【接種間隔】
	BCG	注射生 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後12か月(1歳)に達する前日まで 【標準的な接種期間】生後5か月～8か月に達する前日まで 【通知発送時期】生後2か月に達前	【接種間隔】
	MR (麻しん・風しん 混合)	注射生 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】(1期)12か月(1歳)～24か月(2歳)に達する前日まで 計2回接種 (2期)5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年間 (年長児の4月1日～翌年3月31日) 【通知発送時期】1期:1歳に達する月の前月の10日頃 2期:小学校に入学する1年前の3月下旬 麻しん・風しんの両方に罹患した場合は必要ありません。	*未接種者に対する救済措置 MR 1期(任意) MR 1期未接種の子のうち、1期(定期)対象期間と2期(定期)対象期間の間の年齢の子 MR 2期(任意) MR または麻しんまたは風しんの予防接種を受けた回数が1回以下の子で、 小学1年生～6年生相当年齢の子 MR 3期(任意) MR または麻しんまたは風しんの予防接種を受けた回数が1回以下の子で、 中学1年生～高校3年生相当年齢の子
水痘 (水ぼうそう)	注射生 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】生後12か月(1歳)～生後36か月(3歳)に達する前日まで 【標準的な接種期間】1回目:生後12か月から15か月に至るまで 計2回接種 2回目:1回目接種終了後、標準的に6か月～1年(最短で3か月)の間隔をあける 【通知発送時期】1歳に達する月の前月の10日頃	【接種間隔】 	
日本脳炎	不活化 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】(1期)生後6か月から90か月(7歳6か月)に達する前日まで 【標準的な接種期間】(1期)初回(1・2回):3歳に達した時から4歳に達するまでの期間 計4回接種 (1期)追加:4歳に達した時から5歳に達するまでの期間 (2期)9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	【通知発送時期】1期(計3回分):3歳に達する月の前月の下旬 2期:9歳に達する月の前月の下旬 【接種間隔】 	
子宮頸がん予防 ワクチン (HPVワクチン)	不活化 ワクチン	【定期予防接種の対象期間】小学6年生から高校1年生相当年齢まで 【標準的な接種期間】中学1年生相当年齢 *計2回又は3回接種 *9種ワクチンでの接種は、15歳未満からの接種開始で5か月以上の接種 間隔で接種する場合は2回接種となり、15歳以上からの接種開始又は 1回目と2回目の接種間隔が5か月未満で接種する場合は3回接種となり ます。 原則として、 接種は同一ワ クチンで行いま す。	【接種間隔】 	

定期予防接種は、疾病の性質などから、それぞれ定められた標準的な接種期間に接種を受けることが望ましいとされています。

- 定期予防接種は、墨田区から送付された「予防接種予診票」と親子健康手帳(母子健康手帳)をお持ちになり指定医療機関で受けてください。
- 墨田区から転出した場合、また、有効期限を過ぎた予防接種予診票は使用できません(有料での任意接種となります)。
- 「予防接種予診票」を紛失してしまった際は、有効期間内であれば再発行いたしますので、お問い合わせ先へご連絡ください。
墨田区へ転入の際は、表面の予防接種ナビを活用していただくか、親子健康手帳を各窓口へ御持参いただき、予診票を受け取ってください。



【お問い合わせ先】

墨田区保健所	保健予防課感染症係	電話	03-5608-6191 西妻橋1-23-20(区役所3階)
	向島保健センター	電話	03-3611-6135 東向島5-16-2
	本所保健センター	電話	03-3622-9137 東駒形1-6-4

墨田区保健所(保健予防課を含む区役所の一部、向島・本所保健センター)は、令和6年11月5日にすみだ保健子育て総合センター(墨田区横川5-7-4)に移転する予定です。